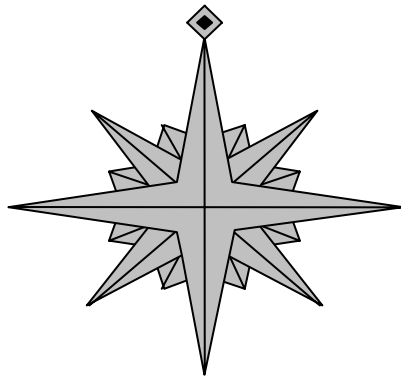


－ 未来に残そう青い海 －

海洋汚染の現状

(平成16年1月～12月)



平成17年

海上保安庁



「うーみん」



「うみまる」

目 次

海洋汚染の発生確認状況	2
図1 海洋汚染の発生確認件数の推移	3
図2 海洋汚染の海域別発生確認件数(平成16年)	4
図3 海洋汚染の排出源別発生確認件数(平成16年)	5
図4 海洋汚染の原因別発生確認件数 (排出源判明のものに限る。)(平成16年)	5
表1 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移	6
表2 海洋汚染(赤潮を除く。)の排出源別発生確認件数の推移	7
表3 海洋汚染の(赤潮を除く。)の原因別発生確認件数の推移	8
監視取締りの状況	9
図5 海上環境関係法令違反送致件数の推移	9
表4 海上環境事犯法令別内訳	10
外国船舶による海洋汚染等の状況	11
図6 外国船舶による海洋汚染の原因別発生確認件数	11
表5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移	11
投棄船舶(廃船)の確認状況等	12
図7 投棄船舶の状況の推移	12
廃油ボールの漂流・漂着状況	13
図8 日本周辺海域における廃油ボールの漂流・漂着調査結果(年推移)	13
海上漂流物の目視状況	14
図9 日本周辺海域における海上漂流物目視調査結果(平成16年)	14
海岸漂着ゴミ分類調査の状況	15
図10 平成16年度 全国漂着ゴミマップ	

海洋汚染の発生確認状況

1 概要

海上保安庁が平成16年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生件数は425件で、前年(571件)に比べ146件減少した。内訳は、油による汚染が270件で前年(382件)に比べ112件減少、廃棄物による汚染は、67件で前年(124件)に比べ57件減少、その他(有害液体物質、工場排水等)による汚染が37件で前年(22件)に比べ15件増加、赤潮が51件で前年(43件)に比べ8件増加した。(図1)

2 海域別

海域別では、日本海沿岸が79件(前年74件)と最も多く、次いで東京湾が68件(前年102件)、瀬戸内海(大阪湾を除く)が58件(前年84件)と続いている。うち油による汚染は東京湾が42件(前年54件)、瀬戸内海(大阪湾を除く)が40件(前年55件)と多かった。(図2)

3 排出源

油による汚染は、船舶からのものが177件(前年260件)と約66%を占め、陸上からのものが27件(前年29件)、排出源不明のものが63件(前年90件)となっている。油以外のものによる汚染は、陸上からのものが69件(前年101件)、船舶からのものが18件(前年20件)となっている。(図3)

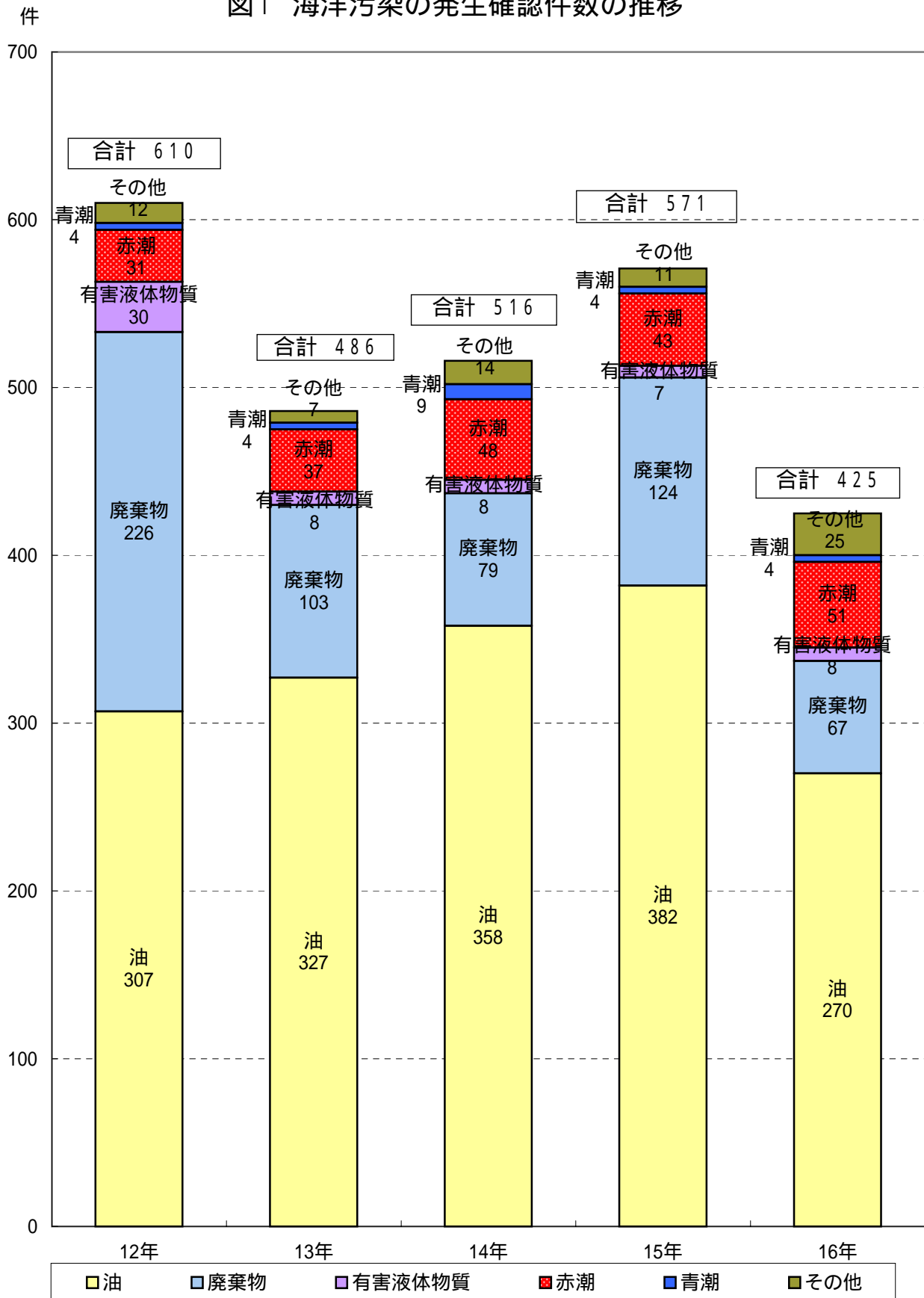
4 原因

油による汚染の原因は、取扱不注意によるものが99件(前年107件)と最も多く、次いで、海難によるものが43件(前年95件)、破損によるものが24件(前年30件)と続いている。油以外のものによる汚染の原因は、故意によるものが77件(前年124件)と約79%を占めている。(図4)

5 特徴

平成16年における海洋汚染の発生確認件数は、前年に比べ減少した。油による汚染については、船舶からの排出、特に海難による排出が減少したこと、油以外のものによる汚染については、陸上からの故意による排出が減少したことが主な原因と考えられる。

図1 海洋汚染の発生確認件数の推移



(注) その他とは、工場排水等である。

図2 海洋汚染の海域別発生確認件数(平成16年)

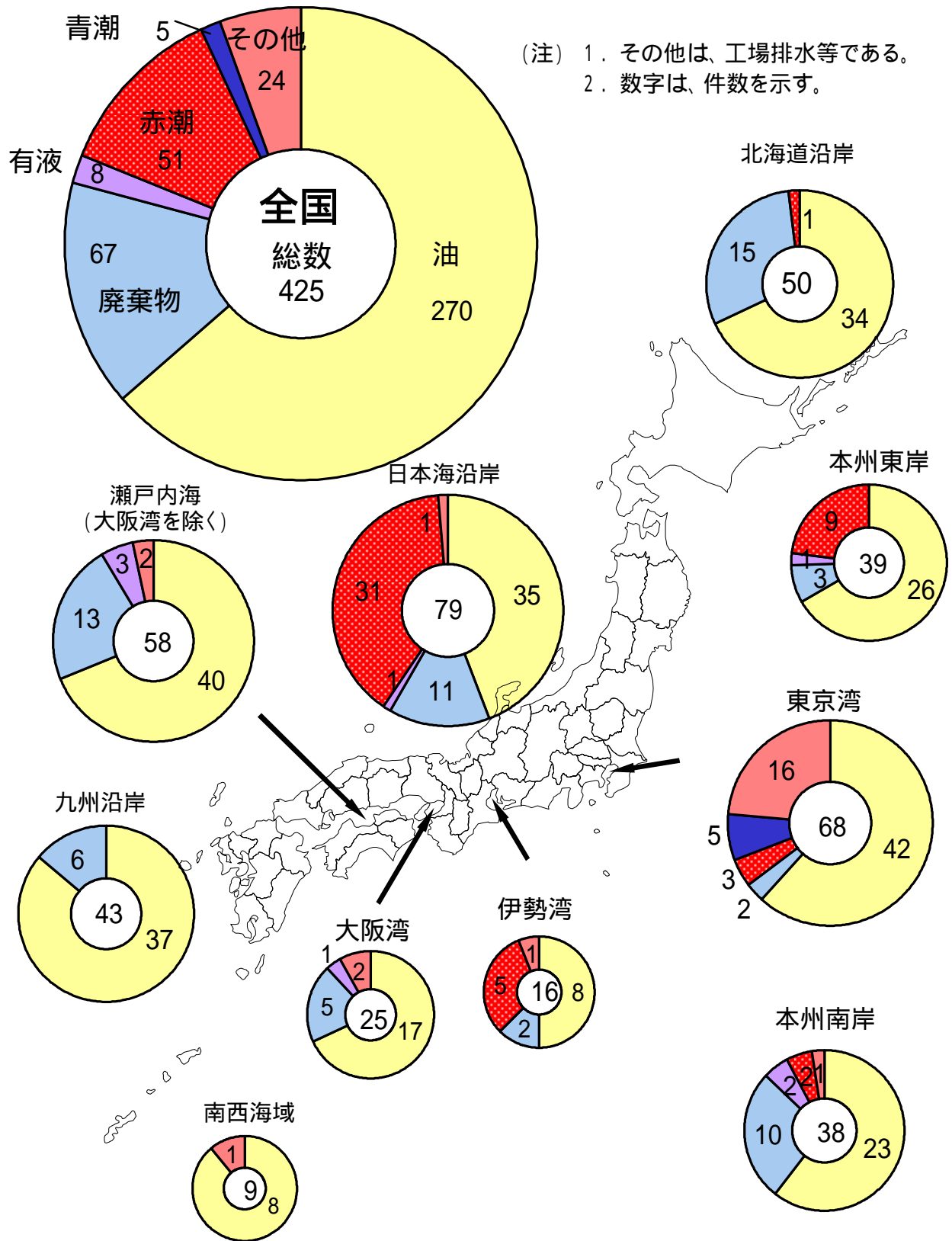


図3 海洋汚染の排出源別発生確認件数（平成16年）
（赤潮・青潮除く。）

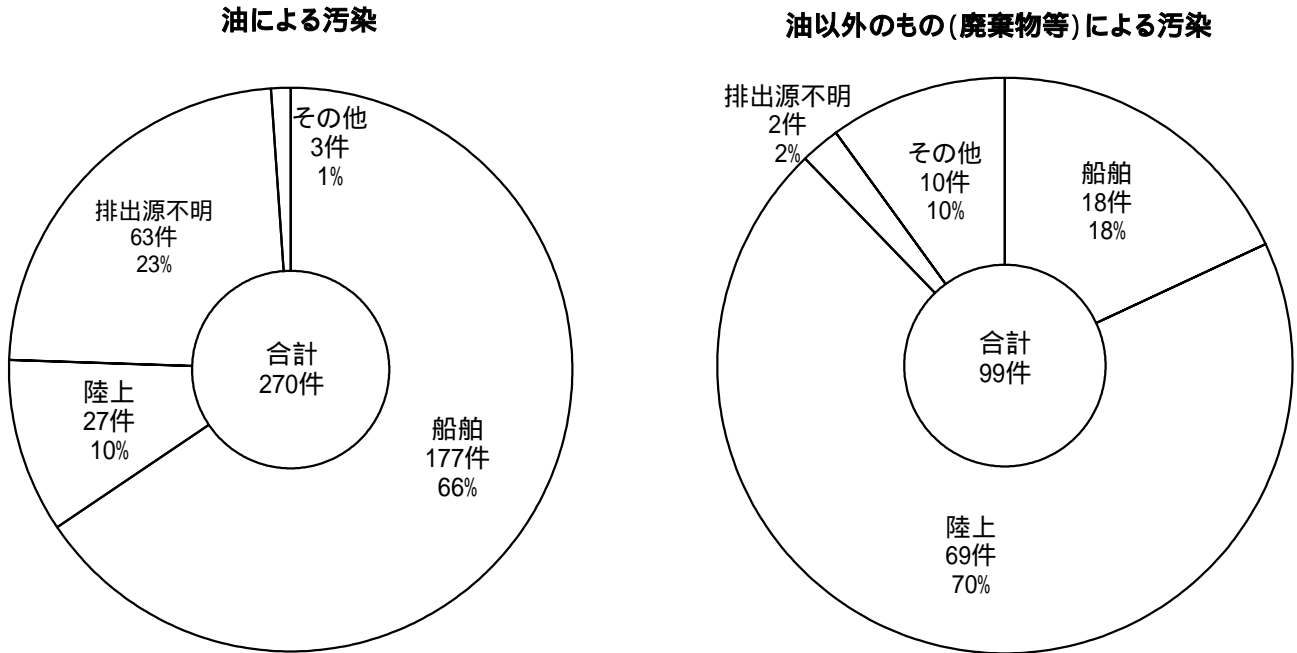


図4 海洋汚染の原因別発生確認件数(排出源判明のものに限る。)
（平成16年）

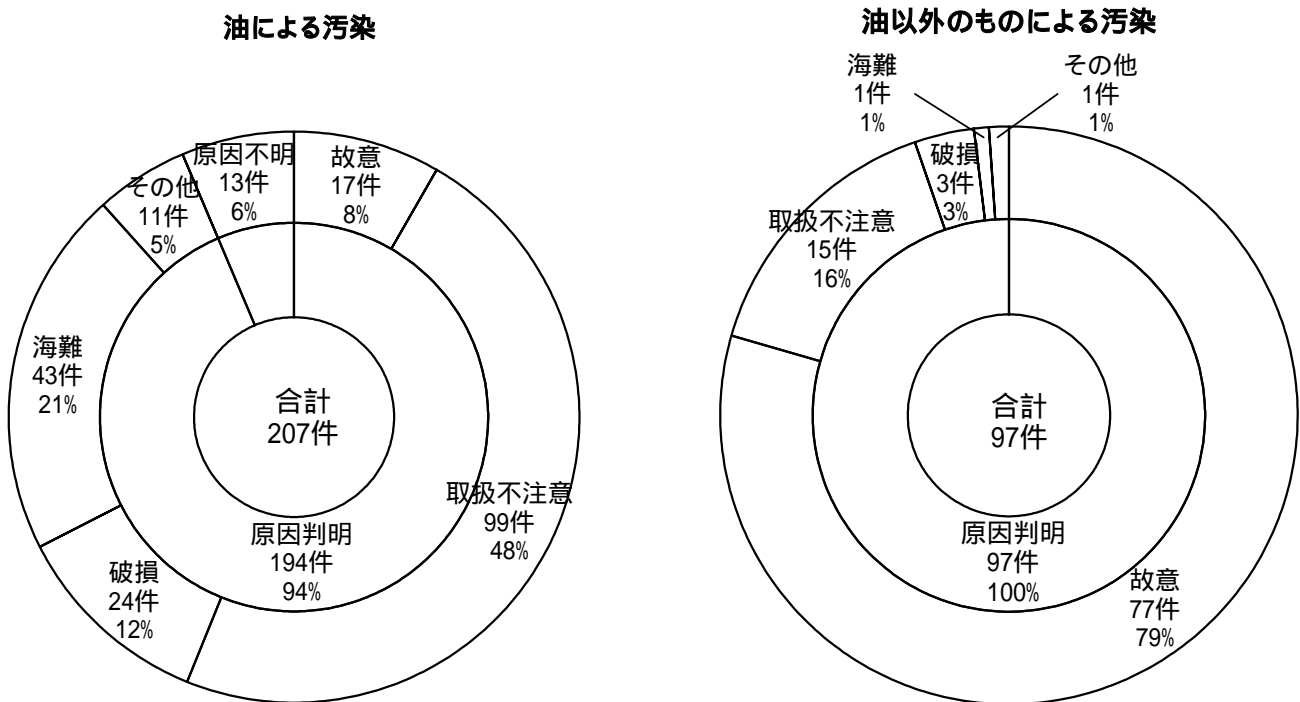


表1 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移

(単位:件)

年	種類	海 域										合 計	
		北 海 道 沿 岸	本 州 東 岸	東 京 湾	伊 勢 湾	大 阪 湾	大 阪 湾 を 除 く 瀬 戸 内 海	本 州 南 岸	九 州 沿 岸	日 本 海 沿 岸	南 西 海 域		
12	油	13	23	78	17	16	44	45	31	13	27	307	
	油以外	有害液体物質	0	1	0	1	1	1	25	0	1	0	30
		廃棄物	10	9	2	45	3	43	10	39	64	1	226
		その他	1	1	0	0	1	3	5	1	0	0	12
		小計	11	11	2	46	5	47	40	40	65	1	268
	赤潮	0	0	15	5	1	1	6	2	1	0	31	
	青潮	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
計	24	34	99	68	22	92	91	73	79	28	610		
13	油	15	19	73	28	11	49	31	45	38	18	327	
	油以外	有害液体物質	0	2	1	1	2	1	0	1	0	0	8
		廃棄物	1	3	3	6	5	32	13	8	31	1	103
		その他	1	1	4	0	0	0	1	0	0	0	7
		小計	2	6	8	7	7	33	14	9	31	1	118
	赤潮	0	0	16	4	0	3	4	6	4	0	37	
	青潮	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
計	17	25	101	39	18	85	49	60	73	19	486		
14	油	32	29	68	21	16	63	14	45	42	28	358	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	2	1	4	1	0	0	8
		廃棄物	2	7	2	2	2	12	9	10	33	0	79
		その他	1	1	1	1	0	7	0	2	1	0	14
		小計	3	8	3	3	4	20	13	13	34	0	101
	赤潮	0	3	4	14	0	10	8	5	4	0	48	
	青潮	0	0	8	0	0	0	1	0	0	0	9	
計	35	40	83	38	20	93	36	63	80	28	516		
15	油	45	54	54	15	15	55	31	47	35	31	382	
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	1	2	2	0	0	1	7
		廃棄物	17	3	24	1	3	20	9	16	31	0	124
		その他	2	0	1	1	0	2	1	2	2	0	11
		小計	19	3	26	2	4	24	12	18	33	1	142
	赤潮	0	2	18	3	1	5	7	1	6	0	43	
	青潮	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
計	64	59	102	20	20	84	50	66	74	32	571		
16	油	34	26	42	8	17	40	23	37	35	8	270	
	油以外	有害液体物質	0	1	0	0	1	3	2	0	1	0	8
		廃棄物	15	3	2	2	5	13	10	6	11	0	67
		その他	0	0	16	1	2	2	1	0	1	1	24
		小計	15	4	18	3	8	18	13	6	13	1	99
	赤潮	1	9	3	5	0	0	2	0	31	0	51	
	青潮	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	
計	50	39	68	16	25	58	38	43	79	9	425		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

表2 海洋汚染(赤潮・青潮を除く。)の排出源別発生確認件数の推移

(単位:件)

年	排出源 種類	判 明								不 明	合 計	
		船			船		陸 上	そ の 他	計			
		貨 物 船	タ ン カ ー	漁 船	そ の 他	小 計						
12	油	58	33	54	72	217	25	1	243	64	307	
	油 以 外	有害液体物質	0	28	0	0	28	1	0	29	1	30
		廃棄物	6	2	18	4	30	152	15	197	29	226
		その他	0	1	0	0	1	11	0	12	0	12
		小計	6	31	18	4	59	164	15	238	30	268
計	64	64	72	76	276	189	16	481	94	575		
13	油	63	21	55	75	214	26	4	244	83	327	
	油 以 外	有害液体物質	0	5	0	1	6	2	0	8	0	8
		廃棄物	0	0	7	1	8	80	4	92	11	103
		その他	0	0	0	0	0	3	1	4	3	7
		小計	0	5	7	2	14	85	5	104	14	118
計	63	26	62	77	228	111	9	348	97	445		
14	油	70	22	69	70	231	24	2	257	101	358	
	油 以 外	有害液体物質	0	8	0	0	8	0	0	8	0	8
		廃棄物	0	0	13	4	17	47	1	65	14	79
		その他	1	0	0	0	1	12	0	13	1	14
		小計	1	8	13	4	26	59	1	86	15	101
計	71	30	82	74	257	83	3	343	116	459		
15	油	69	19	81	91	260	29	3	292	90	382	
	油 以 外	有害液体物質	1	4	0	0	5	2	0	7	0	7
		廃棄物	1	0	9	3	13	91	16	120	4	124
		その他	1	1	0	0	2	8	0	10	1	11
		小計	3	5	9	3	20	101	16	137	5	142
計	72	24	90	94	280	130	19	429	95	524		
16	油	47	21	56	53	177	27	3	207	63	270	
	油 以 外	有害液体物質	1	6	0	0	7	1	0	8	0	8
		廃棄物	2	0	2	5	9	46	10	65	2	67
		その他	0	0	0	2	2	22	0	24	0	24
		小計	3	6	2	7	18	69	10	97	2	99
計	50	27	58	60	195	96	13	304	65	369		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

表3 海洋汚染(赤潮・青潮を除く。)の原因別発生確認件数の推移

(単位:件)

年	原因		故意	取扱不注意	破損	海難	その他	原因不明	合計
	種類								
12	油		58	100	30	42	3	10	243
	油以外	有害液体物質	25	3	1	0	0	0	29
		廃棄物	197	0	0	0	0	0	197
		その他	11	1	0	0	0	0	12
		小計	233	4	1	0	0	0	238
計		291	104	31	42	3	10	481	
13	油		36	104	24	65	11	4	244
	油以外	有害液体物質	1	5	1	1	0	0	8
		廃棄物	92	0	0	0	0	0	92
		その他	0	0	0	0	2	2	4
		小計	93	5	1	1	2	2	104
計		129	109	25	66	13	6	348	
14	油		35	99	29	86	7	1	257
	油以外	有害液体物質	3	2	1	1	1	0	8
		廃棄物	61	2	1	1	0	0	65
		その他	11	0	0	1	1	0	13
		小計	75	4	2	3	2	0	86
計		110	103	31	89	9	1	343	
15	油		38	107	30	95	10	12	292
	油以外	有害液体物質	1	4	2	0	0	0	7
		廃棄物	115	1	2	0	1	1	120
		その他	8	0	0	2	0	0	10
		小計	124	5	4	2	1	1	137
計		162	112	34	97	11	13	429	
16	油		17	99	24	43	12	12	207
	油以外	有害液体物質	3	2	2	1	0	0	8
		廃棄物	65	0	0	0	0	0	65
		その他	9	13	1	0	1	0	24
		小計	77	15	3	1	1	0	97
計		94	114	27	44	13	12	304	

(注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。
 2. 油以外欄の「その他」とは、工場排水等である。

監視取締りの状況

1. 概要

海上保安庁が平成16年に送致した海上環境関係法令違反件数は、454件で、前年（515件）に比べ61件減少した（対前年比約88％）。

送致件数を法令別にみると、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）違反が288件（約63％）と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）違反が89件（約20％）、「港則法」違反が60件（約13％）、「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）違反が8件（約2％）等となっており、違反形態別では、船舶からの油の不法排出、陸上や船舶からの廃棄物の不法投棄、廃船の不法投棄事犯が主なものであった。

図5 海上環境関係法令違反送致件数の推移

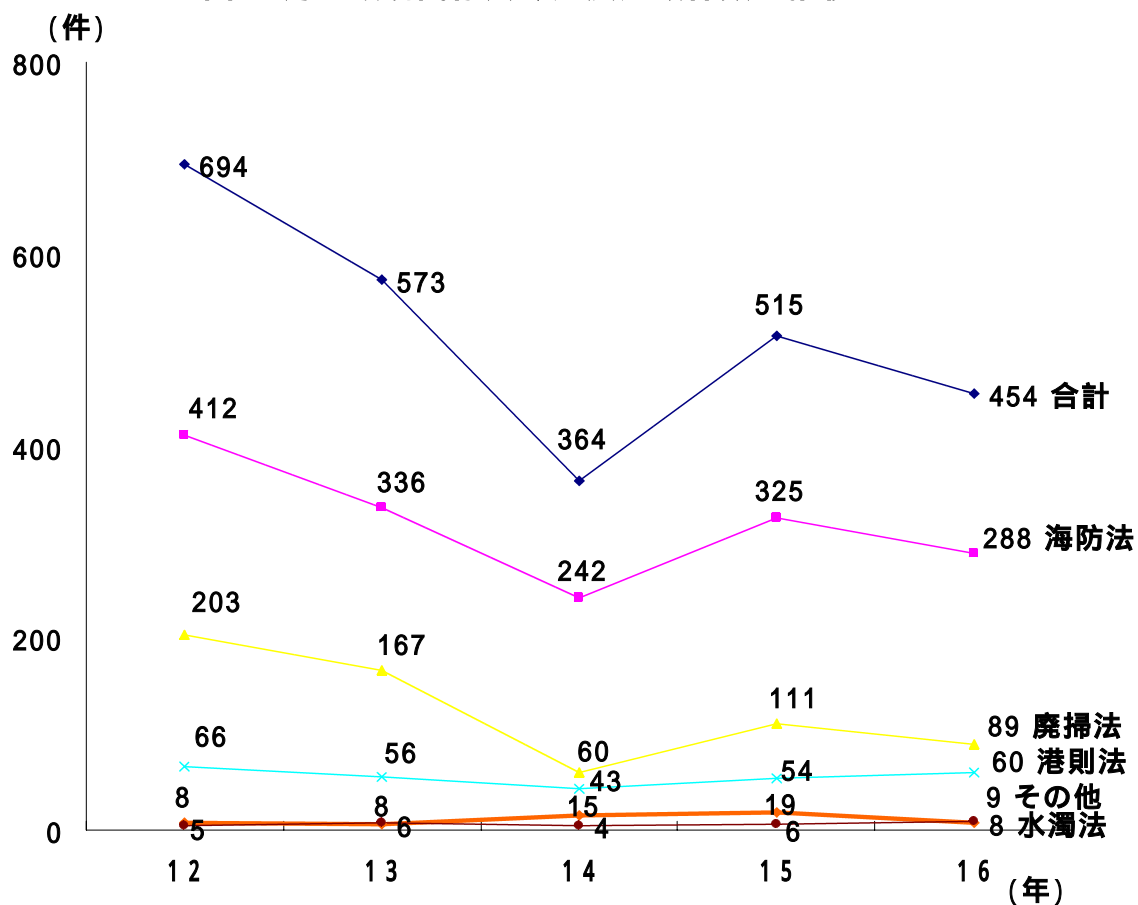


表4 海上環境事犯法令別内訳

(単位：件)

令名	区分 違反事項					
		12年	13年	14年	15年	16年
海洋汚染及び海上 災害の防止に關する法律	船舶からの油排出禁止規定違反	152	148	135	141	119
	船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反	32	10	2	7	4
	船舶からの廃棄物排出禁止規定違反	35	16	7	29	26
	廃船等の投棄禁止規定違反	135	109	63	97	102
	その他の規定違反	58	53	35	51	37
	小計	412	336	242	325	288
廃棄物の処理及び 清掃に關する法律	廃棄物の投棄禁止規定違反等	203	167	60	105	76
	廃棄物の焼却禁止規定違反 (注)				6	13
水質汚濁防止法	排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等	8	6	15	19	8
港則法	廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等	66	56	43	54	60
その他の法令	都道府県漁業調整規則違反等	5	8	4	6	9
合計		694	573	364	515	454

(注) 平成14年以前の廃棄物の焼却禁止規定違反は、廃棄物の投棄禁止規定違反等を含む。

外国船舶による海洋汚染等の状況

1 海洋汚染の発生確認件数

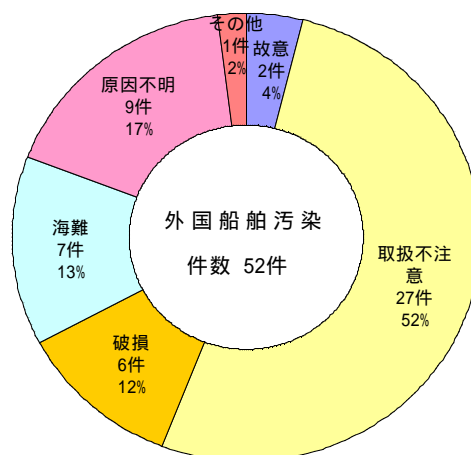
海上保安庁が平成16年に、我が国周辺海域において確認した外国船舶による海洋汚染の発生件数は52件(前年69件)であり、うち51件が油によるものであった。

これを海域別にみると、我が国領海内が39件(前年54件)、領海外(排他的経済水域又は公海)が12件(前年12件)となっている。国籍別では、パナマが10件で一番多く、次にカンボジア、ロシア5件と続いている。

原因別では、取扱不注意によるものが27件と全体の約52%を占めている。

また、船舶に起因する汚染は全体で195件(前年282件)であり、外国船舶の占める割合は約27%(前年約24%)であった。

図6 外国船舶による海洋汚染の原因発生確認件数



2 早期釈放制度適用件数

国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域等における外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に海防法を適用して取締りを実施しており、また、その際には、船舶の航行の利益を考慮し、早期釈放制度(担保金制度)を適用している。

平成16年に、外国船舶による海上環境事犯に担保金制度を適用したのは22件(前年24件)であった。これを海域別にみると、我が国領海内が18件(前年19件)、排他的経済水域が4件(前年5件)となっている。また、国籍別では、パナマ5件、バハマ3件、カンボジア、シンガポール、ベリーズ、マルタ及びロシアがそれぞれ2件と続いている。

3 旗国通報件数

我が国の法令を適用できない公海での外国船舶による油の違法排出等については、国際条約に基づき、当該船舶の旗国に対して違反事実の通報を行い適切な措置を求める旗国通報制度を適用しており、平成16年には9件(前年10件)の旗国通報を行った。

表5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数の推移

(単位:件)

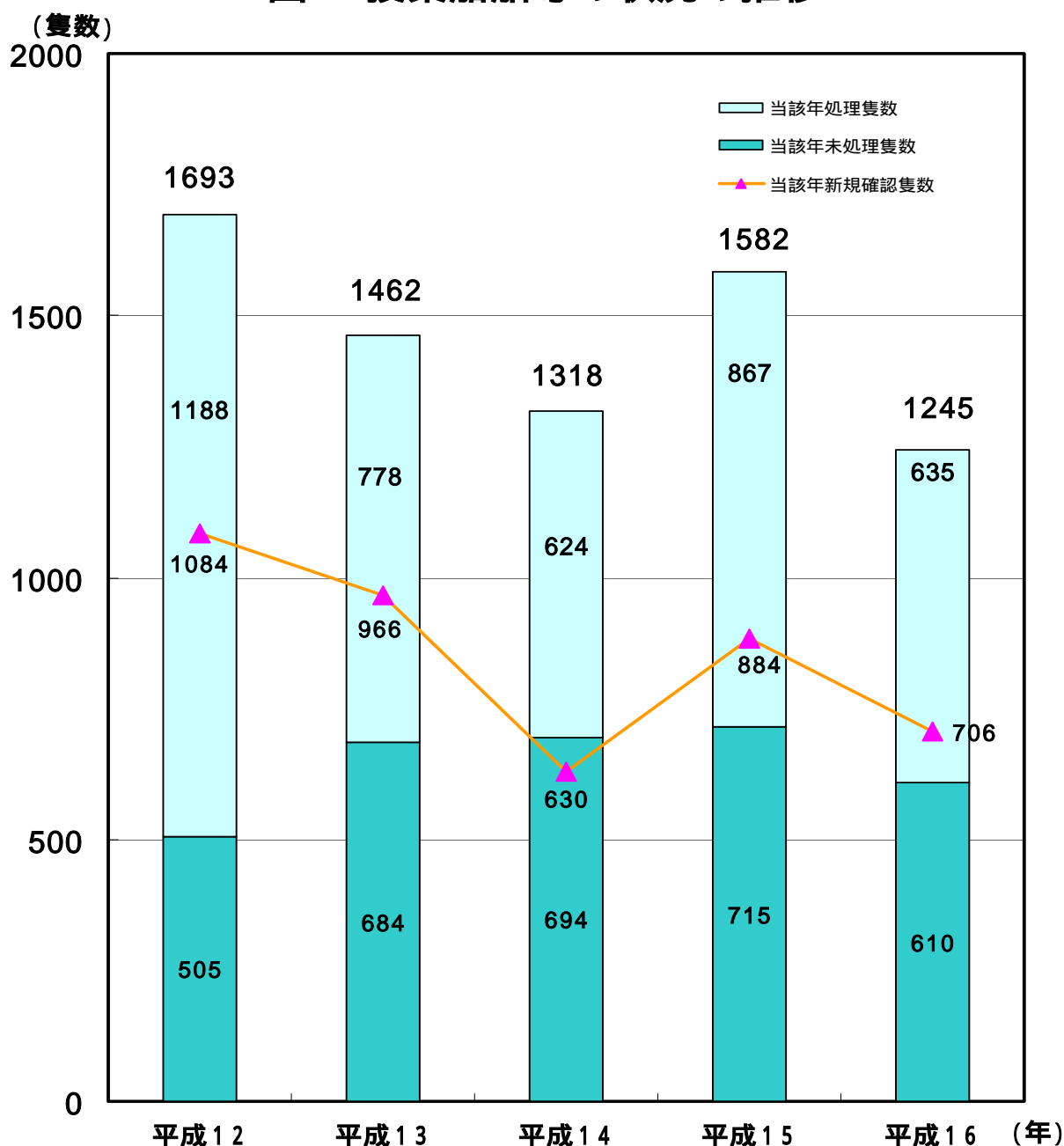
			平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
海発 洋生 確 汚 染 件 の 数	油による汚染	日本の領海内	42	29	34	54	39
		日本の領海外	9	10	4	12	12
		小計	51	39	38	66	51
	油以外のものによる汚染		8	2	3	3	1
	合計		59	41	41	69	52
(船舶起因の汚染に占める割合)			(21%)	(18%)	(16%)	(24%)	(27%)
担保金制度適用件数			34	25	22	24	22
旗国通報件数			6	3	2	10	9

投棄船舶（廃船）の確認状況等

海上保安庁が平成16年に確認している投棄船舶(廃船)は、1245隻(うち平成16年に新たに確認した投棄船舶(以下「新規確認船舶」という。)706隻)で、このうち処理された船舶は、全体の約51%にあたる635隻(うち新規確認船舶486隻)、未処理の船舶は610隻(うち新規確認船舶220隻)となっている。また、新規確認船舶706隻は前年の884隻に比べ178隻減少している(対前年比 約80%)。

上記1245隻のうち810隻(うち新規確認船舶415隻)に対して「廃船指導票」による指導を行い、このうち370隻(うち新規確認船舶294隻)が処理された。

図7 投棄船舶等の状況の推移



注1 投棄船舶とは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律違反の状態であると海上保安庁が認めた船舶を示す。

注2 海難による放置船舶(乗揚げ又は沈没等の海難に遭遇した船舶のうち、海岸線付近又は海底に放置されているもの)は含まない。

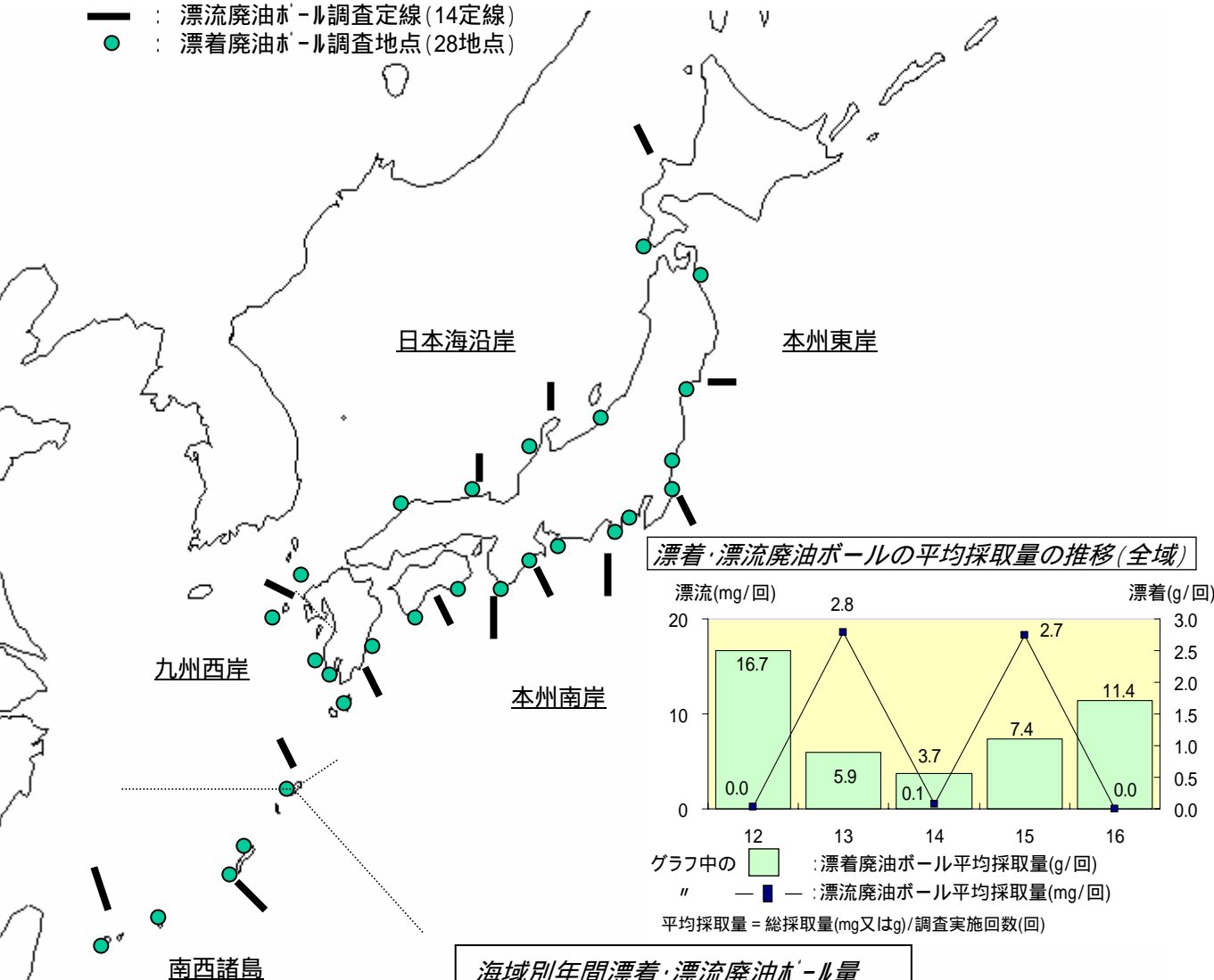
廃油ボールの漂流・漂着状況

海上保安庁では、国際的に統一された手法で、我が国周辺海域及び沿岸部における廃油ボールの漂流・漂着状況の調査を実施している。

平成16年の調査結果を見ると、漂流廃油ボールの調査では廃油ボールは採取されなかった。漂着廃油ボールの採取量は前年に比べると増加しており、特に日本海沿岸、南西諸島への漂着が目立っている。

図8 日本周辺海域における廃油ボールの漂流・漂着調査結果(平成16年)

- : 漂流廃油ボール調査定線(14定線)
- : 漂着廃油ボール調査地点(28地点)



海域別年間漂着・漂流廃油ボール量

	漂流廃油ボール	漂着廃油ボール
	平均採取量 (mg/回)	平均採取量 (g/回)
日本海沿岸	-	43.7
九州西岸	0	0
本州東岸	-	0
本州南岸	0	1.6
南西諸島	0	26.5
全 域	0	11.4

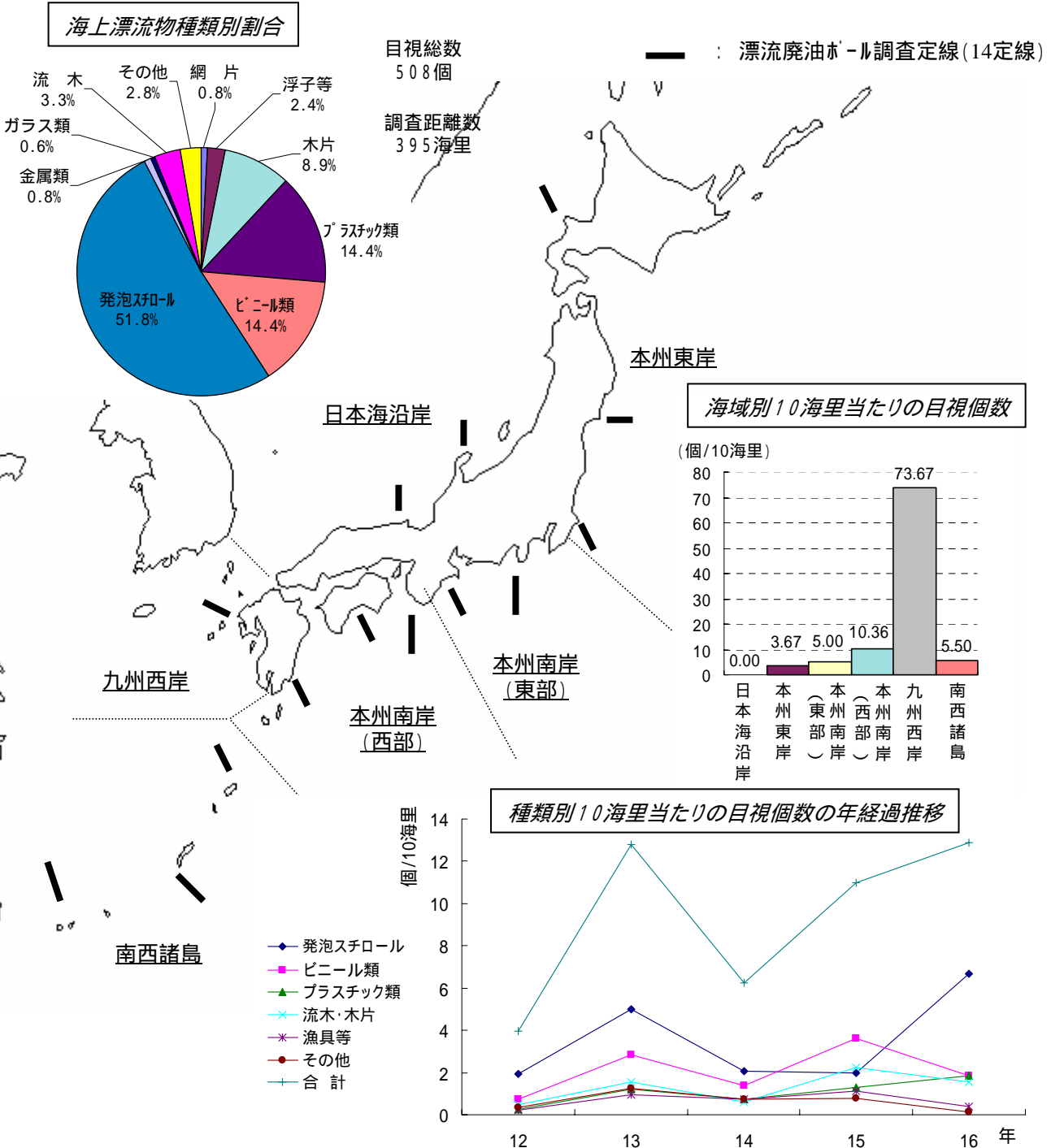
海上漂流物の目視状況

海上保安庁では、平成3年から海上漂流物目視調査を行っている。

平成16年の調査では、調査距離数は395海里、海上漂流物の目視総数は508個であった。10海里当たりの目視個数は12.86個/10海里で前年の11.0個/10海里に比べ若干増加している。

九州西岸で発泡スチロールの破片が178個(全体の3分の1)確認されており、それを除いた漂流物の内訳は例年同様、発泡スチロール、ビニール、プラスチックの石油化学製品が多く占めている。

図9 日本周辺海域における海上漂流物目視調査結果(平成16年)



海岸漂着ゴミ分類調査の状況

海上保安庁では、主に6月と11月に行われる海洋環境保全推進週間にあわせて、平成12年から全国各地で漂着ゴミ分類調査を行っている。

平成16年は、全国各地の海岸で131回実施し、参加人数は11,669人であった。

石油化学製品が大部分を占めており、これら漂着ゴミのうちのほとんどが日常生活から発生する身近なものであった。

図10 平成16年 全国漂着ゴミマップ

